

教育の質の向上を図る学校支援経費の取組み区分

【小・中・高・特】

取組区分	対象となる事業	備考
(1) 伝統・文化等に関する教育の推進	舞台芸術鑑賞や文化芸術活動への参加、伝統文化に関する活動の体験・習得等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	事業に要する経費30万円未満は補助対象外
(2) 食育の推進	栄養教諭の活用など食に関する指導の充実等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	事業に要する経費30万円未満は補助対象外
(3) キャリア教育等の推進	多様な職業体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組、商業、看護、農業、工業などの学科において現場実習等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	事業に要する経費30万円未満は補助対象外
(4) 体験活動の推進	自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動、保育体験、環境教育に資する活動等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	事業に要する経費30万円未満は補助対象外
(5) 教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	事業に要する経費60万円未満は補助対象外
(6) 子どもに向き合う環境の整備	部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフ、退職教員、経験豊かな社会人等の外部人材の活用等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	事業に要する経費30万円未満は補助対象外
(7) 教育の国際化	英語をはじめとする外国語教育の強化、国際交流の推進等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	事業に要する経費60万円未満は補助対象外
(8) 特別支援教育に係る活動の充実	専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校であること。	事業に要する経費45万円未満は補助対象外
(9) 学校安全の推進	防災教育の充実に関する取組、通学路の交通安全確保に関する取組等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	事業に要する経費45万円未満は補助対象外